令和５年度

釜石市再生可能エネルギーゾーニング基礎調査業務

公募型プロポーザル実施要領

令和５年４月

釜石市　産業振興部 国際港湾産業課

【目　次】

１　趣旨 １

２　プロポーザル概要 １

３　実施スケジュール １

４　審査の概要 １

５　参加資格要件 ２

６　質問及び回答 ２

７　企画提案書の作成要領 ２

８　審査基準 ３

９　契約までの流れ ４

10　参加表明書及び企画提案書の無効 ４

11　その他 ４

**１　趣旨**

　本要領は、令和５年度釜石市再生可能エネルギーゾーニング基礎調査業務（以下「本業務」という。）について、本市の再生可能エネルギー推進の取組や課題を的確に捉えて最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定するための公募型プロポーザル実施に関する必要な事項を定めたものである。

**２　プロポーザル概要**

（１）業務名

令和５年度釜石市再生可能エネルギーゾーニング基礎調査業務

（２）業務内容

特記仕様書のとおり。

（３）方法

　　　　公募型プロポーザル

（４）履行場所

釜石市全域

（５）履行期間

契約締結日の翌日から令和６年１月31日まで

（６）提案上限額

5,170,000円（消費税及び地方消費税含む）

　（７）担当課

産業振興部 国際港湾産業課　ゼロカーボンシティ推進室

**３　実施スケジュール**

　実施スケジュールは以下のとおりとする。

（１）公募開始の公告 令和５年４月13日（木）

（２）質疑の受付締切り 令和５年４月17日（月）

（３）質疑への回答（適宜回答する場合がある） 令和５年４月18日（火）

（４）企画提案書提出期限 令和５年４月21日（金）正午

（５）審査結果の通知(最優秀者・次点者の特定) 令和５年４月25日（火）

（６）契約に伴う見積書徴収 令和５年４月26日（水）

（７）契約締結 令和５年４月27日（木）

**４　審査の概要**

審査は５に示す参加資格要件を満たす者に対して企画提案書による書類審査を実施し、釜石市の定める評価基準による合計点の最も高い企画提案者を最優秀者、２番目に高い企画提案者を次点者として特定する。なお、審査基準や審査結果に対する問い合わせや不服申し立て等は一切受け付けないものとする。

**５　参加資格要件**

　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の各号の規定に該当していないこと。

（２）令和５・６・７年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。

（４）プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。

（５）釜石市暴力団排除条例（平成27年10月条例第37号）第２条の規定に該当しない者であること。

（６）建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「建設環境」部門に登録されていること。

（７）過去５年間（平成30年度から令和４年度まで）に、岩手県内の自治体が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリア設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援を含む)を元請けとして受託した実績を有する者。

（８）配置予定技術者は、次の要件を満たす者であること。

ア　管理技術者は、上記（７）に掲げる業務実績を有する者かつ、技術士（環境部門（自然環境保全））又は技術士（環境部門（環境影響評価））の有資格者であること。

イ　照査技術者は、上記（７）に掲げる業務実績を有する者かつ、技術士（環境部門（自然環境保全））又は技術士（環境部門（環境影響評価））の有資格者である。

（９）国税及び地方税を滞納していないこと。

**６　質問及び回答**

（１）提出方法

不明な点がある場合は、質問書（様式１）に質問事項をまとめ、電子メールにより事務局へ提出すること。

（２）提出期限

令和５年４月17日（月）午後５時まで

（３）提出先

産業振興部 国際港湾産業課

E-mail：Kouwan@city.kamaishi.iwate.jp

（４）回答方法

提出された質問に対する回答は、令和５年４月18日（火）までに質問者に対して電子メールにより通知するほか、釜石市ホームページにて公表することとする。

**７　企画提案書の作成要領**

　企画提案書は、次に定めるところにより作成し、令和５年４月21日(金)正午までに６(３)に示す提出先まで持参、または郵送（期限必着）により提出するものとする。

（１）企画提案書表紙（様式２）

（２）業務実績調書

1. 参加表明書（様式３）
2. 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
3. 事業者の同種・類似業務等実績書（様式４）
4. 業務の実施体制表（様式５）
5. 配置技術者業務実績書（様式６）

（３）企画提案書（様式７）

　企画提案書の内容は、別紙特記仕様書の各項目に沿ったものであり、且つ実施可能なものを記載することとする。また、その他、本市の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、本業務に附随する提案があれば自由提案として受け付けるものとする。

文字サイズは10.5ポイント以上とし、Ａ４用紙４ページ以内とする（両面印刷の場合は２ページ以内とする）。なお、業務工程表及び業務参考見積書は、ページに含めない。

（４）業務工程表

上記提案内容を反映した業務工程表を提出すること。様式は自由とするが、見やすさや情

報量をＡ４用紙１ページ以内に記載するものとする。

（５）業務参考見積書

　提案内容及び本業務の特記仕様書の内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳が分かるように記載すること。なお、内訳金額は税抜価格とし、業務価格には消費税及び地方消費税を加えた合計金額も記載すること。様式は自由とする。

（６）企画提案書提出部数

ア　企画提案書表紙（様式２）　　　　正本１部

イ　業務実績調書（様式３～６）　　　正本１部　　副本10部

イ　企画提案書（様式７）　　　　　　正本１部　　副本10部

ウ　業務工程表（任意様式）　　　　　正本１部　　副本10部

エ　業務参考見積書（任意様式）　　　正本１部　　副本10部

**８　審査基準**

本プロポーザルの審査基準は以下の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企画提案項目 | 配点 | 評価割合 |
| ①参加事業者の同種・類似業務実績評価 | 50 | 25％ |
| ②管理技術者、照査技術者の同種・類似業務実績評価 | 20 | 10％ |
| ③企画提案書評価 | 100 | 50％ |
| ④業務見積書 | 30 | 15％ |
| 合計 | 200 | 100％ |

**９　契約までの流れ**

（１）特定結果の通知及び公表

　　特定結果については、企画提案書の提出者全員に対して、書面により通知するとともに、本市のホームページにおいて公表する（特定されなかった事業者については、会社名は公表しない）。

（２）契約に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者と本業務の実施内容等について協議を行った上で、契約に伴う見積書を徴収し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

**10　参加表明書及び企画提案書の無効**

　次の事項のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とする。

（１）審査の公平な執行を妨げたと認められた場合

（２）提出期限を過ぎて提出された場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）業務参考見積書の金額が提案上限額を超えた場合

**11　その他**

（１）本プロポーザルに参加することに係る費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

（３）参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、発注者と協議の上、了解を得ること。

（４）本業務の主たる業務（総合的企画、技術的判断、業務の遂行管理等）または費用の合計額の50%を超える部分の再委託は原則として認めないものとする。